

自転車指導啓発重点路線(高松北警察署)

【重点地区】ことでん瓦町駅を中心に

令和7年10月

約2.5Kmのエリア



①～④の路線で、
よく見られる自転車利用者の違反形態が多くみられる

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 横断歩道外横断 ➢ 携帯電話機の使用



特に注意を要する場所

①国道11号

番町交差点～詰田川西交差点

選定理由

- ・無電柱化が進み、通勤・通学の自転車利用者が多く、歩道通行時の歩行者妨害等や並進する自転車、横断歩道外横断が多い。
- ・自転車関連事故（R 6年中 7件）

②県道43号線～県道155号線（通称：観光通）

中新町交差点～洲端東交差点

選定理由

- ・自転車を含み、死亡・重傷事故が多発する路線。乱横断や交差点付近での事故が多い。
- ・自転車関連事故（R 6年中 12件）

③国道30号～国道11号（通称：中央通り）

玉藻町交差点～中野町南交差点

選定理由

- ・大型の交差点が多く、交差点内・交差点付近での事故が多い。
- ・自転車関連事故（R 6年中 6件）

④ 高松市道（商店街8町周辺）

選定理由

- ・自転車利用者が多く、並進や携帯電話の使用、歩行者用道路での歩行者妨害等の違反が多く、取締り要望も高い。
- ・自転車関連事故（R 6年中 7件）

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 亂横断の禁止！道路の横断は横断歩道を利用する！

3 運転中は携帯電話を使用しない！

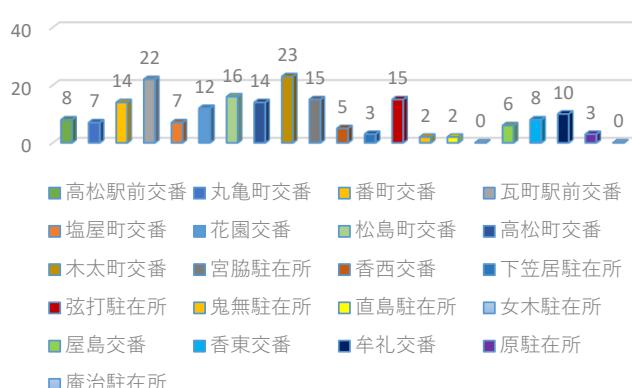
自転車も車両です、携帯電話を使用してはいけません！
注意散漫となり、悲惨な事故に繋がる危険性があります！

令和8年4月1日から自転車の違反にも交通反則通告制度が導入されます。自転車を利用する際は、車両であるとの認識をしっかりと持ち、ルールの遵守をお願いします。



交番別自転車関係の交通事故の発生状況

(令和6年)



管内は自転車事故多発エリアと認識を！

令和6年中、県内の自転車事故は549件でその内179件（32.6%）が管内で発生しています。

木太町交番・瓦町駅前交番管内で多発傾向！

交番別の交通事故発生状況等は、左のグラフのとおりです。

このグラフから、木太町交番管内23件・瓦町駅前交番管内22件・松島町交番管内16件と通勤通路・ハブ駅周辺・学校周辺での自転車事故が多いことがわかります。

自転車は車両ルールの徹底をお願いします!!